

## 憲法制定権力の行使における現代国際法の影響

ディディエ・モース (Didier Maus)

パリ第1大学 (パンテオン-ソルボンヌ) 客員教授  
憲法研究センター副所長 フランス憲法学会会長

建石 真公子

まず、憲法制定権力とは何だろうか？ クロード・クライン (Claude Klein)<sup>(1)</sup> は最近の優れた著作の中で、「憲法制定権力とは、特別な規範すなわち憲法を定める権力であると同時に、この規範を改正する権力でもある」と述べている。これにならい、私がここで憲法制定権力として論じるのは、原初的憲法制定権力に加えて、憲法改正権力の行使をも含んだ観点からである。

それでは、どのような国際法なのか？ この論稿では20世紀後半以降の国際公法のみを考察する。それらの大部分は条約の形式であり、他の側面について検討することがあるとしても、本質的に条約法である。慣習法や判例法については論じない。

この論稿で検討する問題は、国際公法と国内法との関係すなわちイタリア憲法10条、ドイツ基本法25条、フランス憲法55条<sup>(2)</sup> の述べるような国外の規範と国内の規範の関係という古典的なテーマではない。国際法と国内の最高法規すなわち憲法との関係であり、伝統的に検討されてきたような、憲法より下位の規範との関係ではない。憲法よりも下位の規範との関係では、問題は一般的には解決されており、どのようなシステムであれ国際法の優位とされている。

地理的には、どの地域を検討するのか？ この点は、「比較できるものを比較する必要がある」と述べるクロード・クラインに完全に賛同する。すなわち、比較が意味を持つために、十分な共通点あるいは共通の問題を持つ国々を取り上げなければならない。

ここでは基本的にはヨーロッパ諸国について論じる。その理由は次のとおりである。資料収集のたやすさ、および組織化された国際組織の存在、すなわちヨーロッパ連合やヨーロッパ審議会の法のような特別な国際法が存在するからである。他の地域についても問題を提起したいと思っている。私が論じようとしているテーマは、われわれの古い大陸であるヨーロッパ以外にも存在するのだろうか？ あるいはそのテーマは、ヨーロッパ中心主義者のみの問題関心なのだろうか？

以上で序文を終わりにしよう。結果として、私が答えようとする問題は次のとおりである。国

国際法の発展とは何か？ 国際公法は、新しい憲法の準備または既存の憲法の改正のための強制力となりうるのか？あるいは強制力となっているのか？

ひとつの答えが自然に浮かぶ。国際公法の教科書は、国家は主権を持ち、どの様な状況にあっても、国家より上位の権威はありえないと説明する<sup>33)</sup>。すなわち、窮極のところ、基本的な次元あるいは初歩的な次元で「国際公法は国家の主権を制限するのか？」という問いは、いわゆる純粹理論の観点からはほとんど無意味な問いである。しかし、少し単純化されすぎたこの視点を再検討し、そこには考察する意味のある次のような3つの状況があるのではないかという問いを提起することはできないだろうか？

第1の仮説：まず、今後は、国際公法の準則と国内憲法の準則との間の一致について法的な義務がある、すなわち非常に強い統合という状況。

第2の仮説：国際法規範と国内憲法規範が適合することが必要とされる状況。

第3の状況：国際法と憲法との間の調和という要請。

第4の状況は、分析するに値するが、しかし本論文における考察の核心からは離れすぎるであろう。それは、国際法がそっくり憲法制定権力を代替するという状況である。最近の、またもっとも象徴的な例としては、ボスニア・ヘルツェゴビナの例がある。ボスニア・ヘルツェゴビナの現行憲法は、その適用は一進一退であるが、1995年12月14日にパリで調印されたデイトン協定に基づいて制定された。憲法については、同協定の第V条において次のように定められている。

「協定当事国は、アネックス4に付記されているボスニア・ヘルツェゴビナ憲法に関して締結された取り極めを喜んで受け入れ承認する。当事国は取り極めをすべて尊重し、その実施を進める<sup>34)</sup>。」

アネックス4は、前文と12の長い条文と2つの補遺から成っている。この憲法がアネックス6で人権を付加するという留保の元で、現在の憲法のひとつに類似しているとしても、その準備や採択の方法は、他の旧社会主義諸国における憲法制定の手続きとは全く異なっている。

## 1 適合性の義務

国際法規範の履行は、憲法の改正をもたらすような義務を課しうるだろうか。これが、ここで答えるべき問いである。この問題については、伝統的な状況と比べると、進展が目覚ましい。通常、国際協定の締結により国内法が改正されることはありうるが、憲法についてはその問題は問われない。しかし実際には、特にヨーロッパ連合加盟国の例が参照されるべきである。今では、ヨーロッパ連合の現在や将来の発展を語るには、憲法上の事項に関する問題を提起せざるをえないからである。年代的な観点からは、1992年に締結されたマーストリヒト条約が転換点といえる。これ以降、ヨーロッパ諸条約の進展と諸憲法との対話が開始されたからである。

## A 加盟国諸憲法の条約への適応

奇妙なことに、1951年から1992年の間、すなわちヨーロッパ建設の初期の40年間、ヨーロッパ建設に基づく新しい法秩序と各国の憲法との間の不適合の可能性について問題とされることはなかった。たまたま議論になることはあっても、ヨーロッパにおける国家連合の創造において、憲法に基づく障害がありうることを想定したくないという政治的な意思によって、直ちに終了させられていた。

マーストリヒト条約は、こうした状況を暴く役割を果たした。この条約は、ヨーロッパ連合の他国の市民の選挙権を認める規定や、通貨政策に関する規定によって、多くの論争を引き起こした。すべての加盟国がマーストリヒト条約の内容と憲法規定との対立を余儀なくされた。これが、新しい条約に基づくヨーロッパ連合の12の加盟国による批准の前提条件であった。

1992年6月10・11日にマーストリヒト条約と加盟12カ国の憲法の関係を検討することを目的としてパリで開催された会議において、多くの国に憲法上の問題があることを確認せざるを得なかった。憲法システムの性質上イギリスを、またオランダの1983年憲法92条<sup>6)</sup>がすでに権限委譲を規定していることから別にしたとしても、ほかのすべての国、すなわち12カ国のうち10カ国においては、問題を明らかにせざるを得なかった。このうち、5カ国においては憲法改正が条約の批准の前提となっていた。それ以外の国においても、この問題が提起されないというわけではなかった<sup>6)</sup>。

ドイツでは、1992年12月21日に重要な憲法改正が行われ、多くの条文が改正された(23,24,28条…)。たとえば、共同体の決定過程に州が参加することを予測し、ヨーロッパ連合の市民の選挙権および被選挙権を認めるために、また経済・通貨連合の創設が国立銀行に関する憲法規定(88条)と適合するために、憲法は改正された。さらに、ドイツは、連邦憲法裁判所の1993年10月12日判決<sup>7)</sup>を待たざるを得ず、マーストリヒト条約の発効に必要な批准文書を送付する最後の国となった。

スペインは、1992年7月1日の憲法裁判所判決に基づいて、同年7月31日に憲法13条第2項が一部分改正された<sup>8)</sup>。この改正により、ヨーロッパ連合の市民が選挙権および被選挙権を行使することが可能となった。

アイルランドでは、1992年6月18日の国民投票により、憲法改正と条約の批准が認められた。こうした国民投票は、1972年にヨーロッパ経済共同体への加盟をめぐり、また1987年には単一欧州議定書に関して行われている。批准の承認は、29条の改正によって憲法自身に含まれた。

ポルトガルでは、1992年11月25日、ヨーロッパ連合へのポルトガルの加盟をめぐる様々な点に関して憲法改正が行われた。たとえば、ヨーロッパ市民権の行使、経済通貨連合への参加などである(憲法7条6項、15条5項、105条)。

フランスでは、憲法院の1992年4月9日判決<sup>9)</sup>は、マーストリヒト条約と憲法が3点において不適合であると判断した。この結果、1992年6月25日、フランスがヨーロッパ連合に参加すること、および経済通貨連合、ヨーロッパ市民権、ヨーロッパ連合における出入国における共通政策に関する憲法的な基礎を整備することを内容とする88条の1,88条の2,88条の3,88条の4を憲法に挿入する憲法改正を行った。

多くの書物や論文、会議においてこうした憲法に課せられた拘束について分析や評価が行なわれている。またベルギーやルクセンブルグでも、ヨーロッパ市民権の行使のために憲法を改正している。

重要なことは、このような改正の正当性や不当性について議論することではなく、ただ、1992年にヨーロッパ連合を12カ国にとって望ましい方向へ発展させるためには、多くの国において憲法を改正せずには不可能だったことを確認することである。

## B 新しい加盟国

ヨーロッパ連合へ加盟を希望する新しい国々が「共同体法総体」と呼ばれる諸規範を承認することが義務となったとき以降に、1995年1月1日に加盟した3国が、どのようにして事前に憲法を改正することが強制されたかを検討することは興味深い。

オーストリアでは、1994年7月12日の国民投票によって、23条a)～f)にわたる条項を挿入するという方法で、多くの点について連邦憲法を改正した。たとえば、ヨーロッパ議会に関する条文や、州・連邦政府と共同体における決定過程の関係に関する条文、外交政策や共通治安政策に関する今後の発展が規定されている。おそらくオーストリアの改正は加盟のために必要な範囲を超えているが、憲法をヨーロッパ連合の存在に適合させたものである。

フィンランドでは、すでにヨーロッパ経済空間に加盟するために1993年にいくつかの改正が行われ、さらに以下のような補足が行われた。たとえば、憲法33条a)は国際関係の権限にかかわる規定に関して改正されており、議会法のIV章は議会によるヨーロッパ連合に関わる事項の検討<sup>(10)</sup>を規定する内容に改正されている。また、1995年7月17日の憲法改正によって、フィンランド市民がその保護を享受しうよう、基本権の保護が強化された。

スウェーデンでは、批准はヨーロッパ経済空間への加盟の前提条件だった。以後、憲法X章5条は、決定権限の委譲を定める国際機関へスウェーデンが加盟する可能性を認めることとなった。さらに1994年に新しい憲法改正が基本権を保護する目的で行われた<sup>(11)</sup>。

以上のような確認によって以下のことは疑いがないと思われる。すなわち、ヨーロッパ連合への加盟を望むすべての国は、今後、自国の憲法と、どのようなものであれヨーロッパ法との適合性に関する詳細な検討を行わなければならないということである。

中・東欧およびバルトからの将来のヨーロッパ連合への加盟国はどのような態度を取るだろうか。彼らの憲法の多くは伝統的なモデルに従って制定されており、現在のところ、権限の委譲や特定の外国人の参政権を認めるために必要な条文をおいていない。

1997年10月2日に調印されたアムステルダム条約は、加盟国において同様の憲法問題を提起することはなかったが、にもかかわらずいくつかの国、少なくともフランスとアイルランドでは、憲法改正をもたらした<sup>(12)</sup>。将来のヨーロッパ連合の条約は、とりわけそれが内政や治安、あるいは外交に関する場合、憲法院の表現を借りれば「国民主権の行使の本質的な要件」に関連し、新しい憲法改正をもたらすと思われる<sup>(13)</sup>。

## II 適合の必要性

ここでは、国際法規範と憲法規範との厳格な適合関係の検討はせずに、次のような問題について検討しよう。すなわち、何らかの国際的な組織に参加するために、国が憲法改正を強制されるような状況が存在するだろうか？

ここでは、ヨーロッパの観点から、ヨーロッパ審議会への新しい民主主義国の加盟を取り上げよう。ヨーロッパ審議会の設立規程はヨーロッパにおける自由な民主主義という観念に基盤を置いており、1950年11月4日に起草されたヨーロッパ人権条約は、新加盟国が尊重することを要請される基本規定の一部となっている。ヨーロッパ審議会の議員総会の書記官だったハインリッヒ・クレベ (Heinrich Klebes) とデスピナ・チャチバシリュウ (Despina Chatzivassiliou) の「ヨーロッパ審議会に対する中・東欧諸国の加盟過程における憲法上の問題」という興味深い論文は、ヨーロッパ審議会、特に議員総会が旧社会主義国の新しい民主主義国に対して課す要求が次第に多くなっていると分析している<sup>(4)</sup>。これらの国々へ課される拘束はたやすく新しい段階へと引き上げられているのである。

### A 多元主義民主主義の保護

ヨーロッパ審議会規程を注意深く読むなら、議会制民主主義と法治国家への愛着が主要な価値を形作っていることを確認するだろう。前文の第3パラグラフは、加盟国は「人民の共通遺産であり、真の民主主義の基礎となる、個人的自由、政治的自由、法の支配という、精神的、道徳的価値と強く結びついている」と述べている。続くパラグラフでは、署名の目的は「この理想..を保護し、だんだんに勝ち取る」ためであると強調している。ヨーロッパ審議会への加盟の条件自体が、候補国にとっては、多元主義民主主義と人権という非常にヨーロッパ的な概念を全体として受容することを要請しているのである。同様に、1条1項では、「ヨーロッパ審議会の目的は、共通遺産である理想と諸原則とを保護し促進するために、加盟国の間により緊密な連合を実現することである」とし、さらに3条では、「ヨーロッパ審議会のすべての加盟国は、法の優位、その管轄にあるすべての人が人権と基本的自由を享受すべきであるという原則を承認する」とし、4条は、ヨーロッパ審議会への加盟の要件として、以上の目的に適合する意思を課している。

第1回のヨーロッパ審議会加盟国の首脳によるサミットの折に採択された1993年10月9日のウィーン宣言において、新しい民主主義国の加盟に関する原則が定められた。最終宣言は、「加盟は、候補国が諸制度と法秩序を民主主義国の基礎となっている諸原則に適合するようにすることが前提である」と定めている。したがって、要請は非常に強い。もし国の憲法上のシステムがこの基礎である諸原則と調和しない場合には、ヨーロッパ審議会の加盟国にはなれないのである。

現実的な観点からは、多元主義民主主義アプローチには、二つの基本的な要素がある。第1は、普通選挙に基づいた自由選挙の原則、第2は、権力分立である。自由選挙という問題は、しばしば提起される。ヨーロッパ審議会への加盟は、自動的にヨーロッパ人権条約への加盟が要請される。その結果、「立法機関の選出に当たって、人民の自由な表明を確保する条件のもとで、妥当な期間において、秘密投票による自由選挙を行うこと」と定める第1議定書3条へ加盟することになる。

もちろん、この自由で開かれた選挙という義務は、候補国との間で何度も議論を引き起こしている。たとえば、1990年にはポーランド、1991年にはエストニア、1992年にはブルガリア、1993年にはラトビア、さらに1996年にはクロアチアなどである。

ブルガリアの場合には特に激しかった。ヨーロッパ審議会の「法律と人権問題に関する委員会」は、民族的・人種的・宗教的政党を禁止するブルガリア憲法11条4項<sup>(45)</sup> に対して批判した。ブルガリアがヨーロッパ審議会に加盟するためには、ブルガリア憲法裁判所によって修正的な解釈が示され、ヨーロッパ審議会の担当機関がその解釈が十分であると認めることが必要だった。

権力分立に関しては、注意は司法権、および、新民主主義国が執行権および立法権から独立した裁判システムの基礎を定めるという義務に注がれた。こうした多元主義民主主義をめぐる考察の全体において、もちろんロシアの例は留保しなければならない。ロシアに関しては、政治的な考察がしばしば厳密に法的な理由に優位すると述べることは誇張ではないからである。

## B 人権

宣言であれ実施であれ、人権の保護システムの存在、すなわち権利の優位は、ヨーロッパ審議会の機関においては、加盟の主要な要素とみなされている。ヨーロッパ審議会は、しだいに候補国がヨーロッパ人権条約だけでなく二つのよく知られた選択条項を承認することを要求するようになっていく。すなわち、委員会と裁判所への申し立てを認めるヨーロッパ人権条約25条とヨーロッパ人権裁判所の強制管轄権を認める26条である。初期の署名国に対しては、この二つの選択条項の承認が遅れることも認めていた。遅れという意味ではフランスの例が有名である。しかし今後は、新しい民主主義国は、どんなに脆弱で構造的な欠陥があるとしても、ヨーロッパ人権条約システムによる拘束のすべてを一度に承認しなければならない。各国の状況の多様性を前にして、ヨーロッパ審議会の機関は、必然的に多様な態度をとることになる。たとえば、1994年の憲法草案の破棄のあとのアルバニアについてとられた態度であり、また1995年6月8日に大統領と議会との間で結ばれた機関間協定が満足のいくものであると認められたウクライナの例である。

ヨーロッパ審議会の議員総会は、憲法裁判の設置が決定的な要素であり、ヨーロッパ審議会規程3条に適合する能力を証明するものであると述べている。このことは、ハンガリー、ブルガリア、モルドヴァ、ウクライナの加盟において証明されている。クロアチアの例では、実施はより強制的だった。新民主主義国に対するヨーロッパ審議会の世俗的権力である「法による民主主義に関するヴェニス委員会」の勧告は、ヨーロッパ審議会の議員総会の意見の一部として、「国家の加盟手続きにおいて、初めて、国家の憲法裁判所の構成への関与が行われた」と述べている。ほかの例では、モルドヴァに関しては司法権の独立への関与が、ロシアに関しては基本的自由の尊重についての関与が要求された。

これらの点について、新民主主義国における憲法および裁判制度と、ヨーロッパ審議会によって要請される高度なスタンダードの間の適合の必要性について、天使のようなビジョンを描くことはできない。現実には、法的規範のよい適用とされるものを下回るからである。それでも多くの場合、ヨーロッパ審議会が非常な強さを示していること、またさまざまな諮問や交渉過程を通じて、ヨーロッパ審議会やヨーロッパ人権条約に共通のモデルが、中・東欧やバルト諸国全体に伝

播されていることには変わりはない。今後は、ヨーロッパ大陸全体に大変均質な基礎が確立されていくだろう。

### III 調和への要請

ここで検討される問題には、これまでの発展におけるのと同様の強い拘束は存在しない。次のような問題に答えることを試みてみよう。憲法の内容に影響する、あるいは憲法の価値を評価するための基準となりうる国際法規範は存在するのだろうか？ もちろん、ここで検討される規範と対立することは禁じられていない。しかし、強い国際的な圧力は、しばしば強い国内の圧力を伴って、真の調和に達することができるだろう。

#### A いくつかの国際条約の場合

1966年12月19日の二つの規約の例は、第1は市民のおよび政治的権利、第2は経済的、社会的および文化的権利について規定するが、重要な多国間条約の関心と憲法の内容との間に存在する同一の目的を強調することを可能とした。市民のおよび政治的規約は、3条が両性の権利の平等を定め、8条で奴隷を禁止し、11条で契約の不履行を理由とする懲役刑の禁止、12条では国の内外における往來の自由の尊重を定める。また大変長い14条は、司法手続きにおける自由と、被疑者の権利、さらにほかの条文では私生活の尊重、内心の自由、意見表明や集会の自由を定める。これらの諸権利はすべて古典的なほとんどすべての憲法においてみられる前文や基本権、権利宣言などである。もちろん、いかなる国もこれらの規約についての署名や批准を強制されるものではない。しかしながら、この二つの規約は、古典的な権利と同様に、より現代的な経済的、社会的および文化的な権利においても、人権の保護のミニマムな基準を示している。

もっとも、経済的、社会的および文化的規約に関しては、これらの権利を定める憲法におけるのと同様の問題に遭遇する。すなわち、権利の目的を定めることは義務を定めるよりも容易であるため、必然的に条文の記述は第1世代の市民のおよび政治的権利に比べてあいまいなものとなる。

これらの規約への加盟は、憲法規範の改正を提起するわけではない。しかし、各政府は、国際協定の条項と国内法との間に矛盾がないように注意しなければならない。広い意味でのヨーロッパ諸国では、国際法の優位という原則によって、憲法秩序と矛盾しないという要件のもとで、二つの規約は国内法に優位して適用される。これらの二つの規約および他の国際協定の起草を主導した共通の考え方は、民主主義の経験の長い国ではこの矛盾という危険は少なく、新しい民主主義国ではこの矛盾はより現実のものとなるというものである。

#### B 「憲法による良い統治」原則の発展

「良い統治」という表現は、世界銀行や国際通貨基金において、公共行政のより合理的で実効性のある経済的な管理という視点によって発展したものである。「憲法による良い統治」という考え方は、デカルト主義の精神と衝突する。ヨーロッパの憲法史では、比較法の発展により、理想の憲法のモデルは存在しないと考えられている。ウエストミンスター制度は、大陸に輸出されるた

めという特別な伝統の成果であることはよく知られている。同様に、アメリカの大統領制が他国に輸出しがたいということも知られている。

奇妙なことに、ベルリンの壁崩壊後の数年は、国際的な出会いや憲法上の問題にとって興味深い国際的資料をもたらした。ここで参照するのは、限定された法的な規範ではなく、ソフトローと呼ばれる類のものである。それらは、憲法的な問題に関する国際的な考察の発展や、適切な文書の準備そしておそらく自覚を証明している。問われるのは、これらの文書が、どのような影響、どのような射程、どのような結果をもたらすかである。

ヨーロッパにおける安全と協力に関する会議が、大変迅速に（1989年秋以来）民主主義に関する考察の必要性を自覚した。1990年11月19・21日の「新ヨーロッパに関するパリ憲章」は、ヨーロッパは、民主主義、平和および統合の新しい世紀を迎えたと述べている<sup>(6)</sup>。ここから、同憲章の最初の部分は「民主主義、平和、統合の新世紀」というタイトルがつけられており、最初のパラグラフでは次のように述べている。「われわれは、民主主義をわれわれの国家を統治する唯一のシステムとして築き、強化し、堅固なものとする。人権と基本的自由はすべての人類に不可欠であり、譲渡できないものとして法律によって保護される<sup>(7)</sup>」。

それより数週間前、1990年6月29日にCSCEによって公式に召集されたコペンハーゲンでの会議において準備されたCSCEの人的分野における文書は、「多元主義民主主義と法治国家は人権と基本的自由の尊重を保護するために主要なものである」と宣言した。

その翌年、CSCEによって1991年11月4日から15日にオスロで「民主主義的諸制度<sup>(8)</sup>」というテーマの専門家会議が開催された。最終宣言において、真の民主主義の諸原則、すなわち自由選挙、人権、独立した裁判所が承認された。中・東欧の民主化運動におけるこの種の宣言の影響を図ることはまだ難しい。しかし、新旧のヨーロッパ諸国が、アメリカ合衆国やカナダ、その当時のソヴィエト連合も含まれるが、初めて民主的制度の定義、内容や機能に関して合意を形成することに成功したという事実は、国際的な側面だけでなく、政治思想や憲法思想のレベルでもひとつの革新である。実定憲法を、この種のテキストの意図や内容的価値と比較することが当然になったのである。

他方、国際議会連合は、中心的な組織であるが、しばしば政治的な対立によってブレーキをかけられていた。しかし、1994年3月26日、「自由で正常な選挙の基準に関する宣言」を採択した<sup>(9)</sup>。この宣言は、連合の議会審議会によって全員一致で採択されたものであり、ヨーロッパ人権条約第1議定書3条によって定められた自由で民主的な選挙の基準に大きく負っている。同宣言の第1パラグラフは、「すべての国において、公権力の権威は、誠実で自由で正当であり、また適切な期間内に平等で秘密な普通選挙によって表明された人々の意思に基づくもののほかにはありえない」と述べている。この文書はさらに、選挙権や参政権、立候補者の権利および責任、政党、選挙運動、国家の権利と義務に関する規定を含んでいる。

これはおそらく、選挙の自由で適法という性格を評価しうる最初の国際的文書である。付け加えるとすると、議会審議会はこの宣言だけで満足せず、「世界中の政府や議会を、定期的に、宣言した原則や規範を伝えるために招いている」。このことは、たとえこの文書が選挙に関する国際協定ではないとしても、単なる学説の文書より以上のものであるということは容易に理解しうら



ろう<sup>(20)</sup>。

さらに、議会連合は、「選挙における模範的な行為の基準に関する宣言<sup>(21)</sup>」を、また1997年9月16日には「民主主義に関する国際宣言」を採択した。後者の宣言において、議会連合は民主主義の諸原則、民主的政府の要素および実践、民主主義の国際的側面について定義した<sup>(22)</sup>。確かに、同宣言の第2パラグラフは、「民主主義は、たゆみなく完成され、常に完成途上にあるひとつの状態、ひとつの条件であり、その発展は政治的、社会的、経済的および文化的な多様な要素に依存する」と注意深く述べているが、紹介文では、「議会連合の宣言は、国際的なレベルで、民主主義の中身を決定しうる政治的責任者によって採択されたはじめての文書である」と強調している。このような宣言は、メンタリティや政治思想、そして法的な規範の発展に何らかの影響を及ぼさうだろう。

同様に、国連の経験、特に人権センターおよび選挙扶助グループについて取り上げるべきだろう。「人権と選挙」という文書が、1994年に人権に関する副事務総長のイブラヒマ・フォール (Ibrahima Fall) の序文を付して公刊された。この文書は、人権と民主主義の構成要素としての選挙の促進と発展における国連の役割を描いている。報告が「選挙における人権に関する国連の規範」を調査していることは特徴的である。国連システムの諸機関にとって、本質的であるとみなされる原則や規則についての真の全集が存在するのである<sup>(23)</sup>。

議会連合の宣言を国連総会の宣言と比較することはしないが、これらの文書の効果については問うべきであろう。次第に、諸国全体に、とりわけ法律家の間に共通な学說的基盤が存在し、築かれている。それらは国際司法裁判所が重要性や価値を認めるような法律的意見を生み出しているわけではない<sup>(24)</sup>。1948年の世界人権宣言に関して、ジャン=アントニオ・カリロ=サルド (Juan-Antonio Carrillo-Saludo) 教授は、その内容は「国際法の一般原則を表明している」と述べている<sup>(25)</sup>。議会連合の宣言がその反響によって、他の文書に同様の論理が採録され、明確な意義を有するようになったことで十分だろう。

以上、憲法に対して次第に増している国際法の影響という観点から述べてきた。20世末の現在、国際公法は国家間の関係、あるいは逆に技術的な条約によって生産者と消費者の間の商業的、財政的、経済的関係を調整するだけでは十分ではない。次第に国際法は憲法の分野、すなわち国際共同体の一員である各国の政治的権力や市民の基本権が定められ尊重されるという方式への関心を強めている。

こうした現象は、単にヨーロッパのものだろうか？明らかに、ヨーロッパ共同体やヨーロッパ審議会の設立諸国を核として、ヨーロッパが国際法と憲法とが相互に影響しあう法的な領域を形成したことには議論の余地がない。このことは、ヨーロッパ合衆国やヨーロッパ連合のために国民国家が消滅することを意味するものではない。単に、第2次世界大戦後、ついで共産主義の終了後、ヨーロッパ諸国が基本的に同一の文明に属していること、彼らの間に平和を築き、市民の幸福を促進するために、しだいに均一な法準則を採用することが望ましいと自覚したのである<sup>(26)</sup>。

世界の他の地域、たとえばラテン・アメリカ、アフリカ、あるいは将来アジアにおいて、これに関して異なるパースペクティブが確立しうるのか、という問題は提起する価値がある。他言す

るなら、経済的な交流の国際化は、憲法的価値の国際化を伴わないのであろうか？

注

この論文は、フィンランドのチュルクで1997年5月23・24日に国際憲法学会およびチュルク大学の共催で開催された円卓会議における報告をもとにしている。報告は、「The influence of Contemporary International law on the exercise of Constituent Power」というタイトルで *National Constitutions in the Erea of Integration*, (Antero Jyranki dir.), Kluwer Law International, Londres, 1999 において英文で公開されている。報告は、同様に、ポルトガルにおいても、「A influência do direito internacional contemporâneo sobre o exercicio do poder constituente」というタイトルで、*Melanges Estudios en Homenagen a Maecel Concalves Ferreira Filho* (Dialectica, Sao Paulo, 1999) に収録されている。Antero Jyranki 教授には、フランス語での論文公開を快く認めていただいて大変感謝している。論文は、多少直しているが、比較立憲主義についてもっとも開かれたフランスの憲法学者の一人 (Gérard Conac 教授-翻訳者補足) に対する尊敬のしるしとして捧げるものである。

- (1) Klein Claude, *Théorie et pratique du pouvoir constituant*, Paris, PUF, 1996.
- (2) イタリア憲法10条1項:「イタリアの法秩序は一般的に承認された国際法に適合する」。  
ドイツ基本法25条:「国際公法の一般的な準則は、連邦法の一部をなす。それらは国内法に優位し、連邦の領土に居住する人々に直接的に権利および義務を創設する」。  
フランス憲法55条:「適法に批准され、承認された条約および協定は、他国による適用という留保のもとで、公布により法律に優位する権威を有する」。  
Constance Grewe et Henri Oberdoff, *Les Constitutions des Etats de l'Union européenne*, La documentation française, 1999.
- (3) 「国家は、主権者であるという意味において平等であり、法的に彼らに優位するものを持たない」、J. Combacau, S.Sur, *Droit international public*, Paris, Montchretien, 1995, p.23. 最近のSarran判決において、コンセイユ・デタは「たとえ憲法55条が『適法に批准され、承認された条約および協定は、他国による適用という留保のもとで、公布により、法律に優位する権威を有する』と定めるとしても、国際取り極めに与えられた優位性は、国内法においては、憲法的性質の条項には適用されない」と述べている。(CE, Ass., 30 octobre 1998, Sarran, Levacher et autres (*AJDA*, 1998, p.1039, avec note F.Raunoud et P.Fombeur; *RFDA*, 1998, (6), p.1091. avec concl. C.Maugue et comm. D.Alland; *GAJA*, 12 ed, Dalloz, 1999, p.831 et s).
- (4) 協定については、*Documents d'actualité internationale*, La documentation française, numéro hors série, février 1996, p.23 (accord-cadre) et 39-45 (Constitution).  
«Building Peace in Bosnia?-Construire la paix en bosnie?», *Revue des affaires européennes*, no.4, 1997, p.379-471.
- (5) 「立法、行政、司法の諸権限は、条約によって、あるいは条約のために、必要な場合には91条パラグラフ3に基づくという留保のもとに、国際法の組織に委譲されることができる」。
- (6) V.Antero Jyränki, «Transferring powers of National State to International Organizations: the Doctrine of Sovereignty revisited», *National Constitutions in the Erea of Integration*, op, cit., p.61 et s.  
Didier Maus et Jean-Claude mesclat (dir.), *Les constitutions nationales à l'épreuve de l'Europe*, Paris, La documentation française, 1993. Joël Rideau (dir.), *Les États membres de l'Union européenne; adaptations, mutations, résistances*, Paris, LGDJ, 1972 (avec abondant bibliographie).  
*Revue française de droit constitutionnel*, Paris, PUF, No.11 (1992), Les constitutions européennes et le traité

de Maastricht.

- (7) 連邦憲法裁判所 1993 年 10 月 12 日判決、BverfGE, tome 89, p.155; *Annuaire internationale de jus utique constitutionnel* (AIJC, 1993), Paris, Economica. p.636.
- (8) 憲法裁判所、1992 年 7 月 1 日判決、BOE du 24 juillet 1992, supplément au no.177, p.2; AJJC 1992, p.419.
- (9) 憲法院、1992 年 4 月 9 日判決、décision no.92-308 DC, Rec.1992, p.55.AIJC, 1992, p.480.
- (10) 1994 年 12 月 31 日の改正によって、IV 章 a (Considerations of the affairs of the European Union) が付加された。
- (11) X 章 5 条、「議会は、ヨーロッパ共同体が、憲法およびヨーロッパ人権条約において保障されているのと同程度に権利と自由を保障する限りにおいて、その決定権限をヨーロッパ共同体に委譲することができる」
- (12) アイルランド：29 条 4-5 項。フランス：88-2 条、88-4 条。  
*Le traité d'Amsterdam face aux constitutions nationales* (D.Maus et O.Passelecq. dir.), La documentation française, coll. «Les cahiers constitutionnels de Paris I», 1988.
- (13) 国際刑事裁判所に関するローマ条約の例はこの意味である。憲法院の審査 (1999 年 1 月 22 日) の結果、批准は事前の憲法改正を必要とした。
- (14) Texte préparé pour le IIIe congrès français de droit constitutionnel (Dijon, 13-15 juin 1996) et actualisé et développé dans la *Revue universelle des droits de l'homme*, Kehl, vol.8 no.8-9, p.269.
- (15) 「政党は、民族的・人種的・宗教的原則に基づいて設立されることはできない。同様に、武力によって国家権力を転覆する目的を有するとみなされる政党は設立されることはできない」
- (16) Emmanuel Decaux, *Securité et coopération en Europe: textes officiels du processus de Hersinki (1973-1992)*, Paris, La documentation française, 1992, - .285.
- (17) Ibid, p.229.
- (18) Ibid, p.341.
- (19) Guy S.Goodwin-Gill, *Elections libres et régulières?: droit international et pratique*, Genève, Union interparlementaire, 1994. この巻は、1994 年 3 月 26 日の「自由で適法な選挙の基準に関する宣言」を収録している。
- (20) この種の宣言の影響の例は、それが参照文献として公刊されるという事実によって確認できる。Le contrôle électoral et les systèmes électoraux, Fondation Friedrich-Naumann (Bruxelles, décembre 1994).
- (21) *Codes de conduite pour les élections*, Union interparlementaire, 1998.
- (22) *Bulletin de l'Union interparlementaire*, no.2/97, p.58 et s.
- (23) Centre pour les droits de l'homme (Genève, Droits de l'homme et élections; guide des élections: aspects juridiques, techniques et relatifs aux droits de l'homme, Série de formation professionnelle no.2, Nations Unies, New York et Genève, 1994, no.HR/P/PT/2 (no.de vente F.94.XIV.5).
- (24) CIJ, avis du 8 juillet 1996 (licité de la menace ou de l'emploi d'armes nucléaires), §70.
- (25) Carillo-Saludo (Jean-Antonio), «les valeurs juridiques de la Déclaration (de 1948) dans l'ordre national», *La déclaration universelle des droits de l'homme 1948-1998-Avenir d'un idéal commun*, Commission nationale consultative des droits de l'homme (actes de colloque des 14,15 et 16 septembre 1998), La documentation française, 1999, p.283-295.
- (26) ある先駆的な考え方によれば、こうした一致は「ヨーロッパ憲法」へと到達するという。この場合、国際法と憲法に関する議論は意味がなくなる。*Revue universelle des droits de l'homme*; Vers un droit constitutionnel européen? Quel droit constitutionnel européen? (colloque des 18 et 19 juin 1993); vol.7, no.11-12; Christine Gouaud, «Le projet de Constitution européenne», *RFDC*, 1995, no.22, p.287. ヨーロッパ憲法に

関する議論は、2000年5月12日にベルリンで行われたドイツのフィッシャー外務大臣の演説によって大変明確な仕方でも再開した。（«De la Confédération à la fédération. Reflexion sur la finalité de l'intégration européenne», *Les notes de la fondation Jean-Jorès*, no.16, juillet 2000. 同様な内容として、ベルリンで6月27日にシラク大統領は「われわれのヨーロッパ」(site/www.presidence-euro) という演説を行っている。フランスでは、現実的な、ある程度完全な草案が政府によって準備されている。

## 解題

本論文は、原題 «L'influence du droit international contemporain sur l'exercice du pouvoir constituant» で、«*Le nouveau constitutionnalisme Mélanges en l'honneur de Gérard Conac*» (Economica, 2001) に所収されたものである。

本論文は、ヨーロッパにおいて、1990年代以降、憲法をめぐる議論の中心となっている「憲法制定権力」と「国際公法」の関係について考察したものである。本論文は、この問題が、一方では、ヨーロッパ連合によるヨーロッパ統合過程における、条約による国家権限の委譲の問題として、他方、中・東欧諸国がヨーロッパに統合していく過程においては、ヨーロッパ連合であれ、ヨーロッパ審議会であれ、国際組織による各国の憲法的規範への関与として提起されていることを説明する。

また、憲法と国際法の関係として、憲法の国際法に対する適合が義務の段階、必要性の段階、要請の段階と3段階に区別し、法的に厳格なコントロールが行われるヨーロッパ連合から、より緩やかなヨーロッパ審議会、国家の自由が認められる国連の諸規範を取り上げ、どのような段階であれ、国際法の影響力が次第に憲法分野に及んでいることを指摘する。

さらに、実際の規範内容として、中・東欧諸国に対してはヨーロッパ的価値とされる「多元主義民主主義、法治国家、人権」の受容が求められている点や、より普遍的には国連機関によって、民主主義、人権、選挙に関する共通基準が形成されつつある点について、これらの多様な国際的な規範によって、将来的に、憲法的価値が国際社会において統一されていくのだろうかと問いかける。

国際機関の条約による憲法への（法的）拘束力を、ヨーロッパ連合およびヨーロッパ審議会のヴェニス委員会の活動をも含めて、憲法制定権力に対する国際法の影響と捉えた点は新しい視点といえよう。ただ、憲法制定権力に関する理論上の検討という点では、さらに課題は残る。

ヨーロッパの体制移行国に対する、ヨーロッパ連合およびヨーロッパ審議会による一定の法規範の要請は、どのような方法で、どのような内容について行われるかという二つの側面で当事国の憲法制定権力との関係が問題となる。市民の意思を正統性の根拠とする西洋の立憲主義において、この問題は取り扱い方によっては民主主義と価値とがせめぎあう場面にもなりうるという意味で重要であろう。